

建設業の活力・働く者の安心 「建設業退職金共済制度(建退共)」

「建退共制度」は、建設現場で働く人のために中小企業退職金共済法という法律によって、昭和39年に国が作った退職金制度です。
 契約できる事業主：建設業を営む方
 加入できる労働者：建設現場で働く方
 (一人親方でも任意組合を通じて加入できます。)
 掛金：1日310円(全額事業主負担)

◆問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
 建退共宮城県支部 ☎263-2973

労働相談窓口のご案内

県では、賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、パワハラといった様々な労働に関する問題について、県民の方からの相談に対応するための「労働相談窓口」を設置しています。

相談内容により、他の適切な機関の情報提供や、県労働委員会が行う「個別労使紛争あっせん」の紹介をします。お気軽にご相談ください。

◆相談受付

月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)
 午前8時30分～午後5時15分

◆問い合わせ先 県労働相談窓口

☎214-1450(専用ダイヤル)

宮城県統計グラフコンクール作品募集

統計知識の普及の表現技術の研鑽に役立つため、統計グラフコンクール作品を募集しています。

◆部門

- ①小学校1・2年生の部
- ②小学校3・4年生の部
- ③小学校5・6年生の部
- ④中学生の部
- ⑤高等学校以上の生徒、学生及び一般の部
- ⑥パソコン統計グラフの部

◆テーマ 自由(小学校4年生以下は児童が観察した結果をグラフ化したもの)

◆規格 72.8cm×51.5cm(B2版)

◆応募締切 9月4日(火)必着

◆応募・問い合わせ先

〒980-8570
 仙台市青葉区本町3-8-1
 宮城県震災復興・企画部統計課 企画普及班
 ☎211-2451



情報コーナー

「性暴力被害相談支援センター宮城」 からお知らせ

県では、性暴力被害者からの相談を受け、希望に応じた支援を行う拠点として「性暴力被害相談支援センター宮城」を設置しています。

センターでは、相談のほか警察や医療機関などへの付添い、被害に伴う受診費用などの助成、また警察への届出について悩んでいる方の支援にも対応しています。

一人で悩まず、まずはご相談ください。相談は無料で、プライバシーは厳守しますのでご安心ください。

◆相談電話 性暴力被害相談支援センター宮城
 相談専用 ☎0120-556-460
 (けやきホットライン)

◆受付時間

月～金曜日 午前10時～午後8時
 土曜日 午前10時～午後4時
 (祝日、休日、年末年始を除く)

無料調停相談会

裁判所調停委員(民事・家事)があなたのトラブル、困りごとの相談を受けます。

◆日時 7月21日(土)
 午前10時～午後5時
 (受付終了 午後4時30分)

◆場所 アエル30階(TKPガーデンシティ仙台)ホール30B
 仙台市青葉区中央1-3-1

◆相談内容 相続・遺産分割、夫婦・親子関係、交通事故、消費者金融、土地建物賃貸借、震災関連、近隣トラブルなど

◆主催 仙台調停協会

◆問い合わせ先 仙台地方裁判所事務局総務課
 ☎222-6115

大和駐屯地曹友会主催 ふれあいパーティー参加者募集

大和駐屯地曹友会では、ふれあいパーティーを開催します。自衛官とお付き合いしてみたいという女性の方を募集します。

◆日時 8月4日(土)午後6時30分

◆場所 RAROOM
 (仙台市青葉区本町2-4-16)

◆対象者 35歳未満の独身女性10名

◆参加費 2,000円

◆問い合わせ先 大和駐屯地広報班
 ☎345-2191(内線201)
 午前9時～午後4時



国民年金だより

国民年金保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金のために、10年以内であれば免除等の期間の保険料をさかのぼって納める(追納)することができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除			
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成20年度の月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円	
平成21年度の月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円	
平成22年度の月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円	
平成23年度の月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円	
平成24年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成25年度の月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円	
平成26年度の月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円	
平成27年度の月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円	
平成28年度の月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,960円	追納加算額は ありません
平成29年度の月分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円	追納加算額は ありません

免除などを受けた期間の翌年から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

【追納に関する注意事項】

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。)
- 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- 追納は、免除を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- 追納するためには、申し込みが必要です。「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所にご提出ください。「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることができます。

追納のご相談は、お近くの年金事務所へ問い合わせください。

後納制度終了の お知らせ

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、2年を経過すると納めることができませんが、後納制度により過去5年分まで納めることができます。この制度は、平成30年9月30日までとなっていますので、ご利用の際はご注意ください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512